

平成 23 年第 3 回神奈川県議会定例会議案

(予算 その 3)

目次		
議案番号	件名	ページ
定県第 101 号議案	平成23年度神奈川県一般会計補正予算（第 5 号）	1
	第 1 表 歳入歳出予算補正	2
	第 2 表 繰越明許費追加	4
	第 3 表 地方債変更	5

平成 23 年度神奈川県一般会計補正予算（第 5 号）

平成23年度神奈川県一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67億 6,490 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 8,230 億 5,663 万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費追加」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債変更」による。

平成 23 年 12 月 7 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 分担金及び負担金		千円 1,733,221	千円 20,090	千円 1,753,311
	2 負担金	1,642,621	20,090	1,662,711
8 国庫支出金		170,183,700	5,589,000	175,772,700
	1 国庫負担金	100,360,523	16,500	100,377,023
	2 国庫補助金	66,806,967	5,572,500	72,379,467
9 財産収入		5,780,677	1,590	5,782,267
	1 財産運用収入	1,218,070	1,590	1,219,660
11 繰入金		98,832,107	79,228	98,911,335
	2 基金繰入金	98,435,627	79,228	98,514,855
14 県債		292,017,000	1,075,000	293,092,000
	1 県債	292,017,000	1,075,000	293,092,000
歳入合計		1,816,291,724	6,764,908	1,823,056,632

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 労 働 費		28,828,465 ^{千円}	5,301,590 ^{千円}	34,130,055 ^{千円}
	3 雇 用 対 策 費	19,369,769	5,301,590	24,671,359
8 農 林 水 産 業 費		12,253,296	369,000	12,622,296
	5 水 産 業 費	3,317,810	369,000	3,686,810
10 土 木 費		112,748,621	796,500	113,545,121
	2 道 路 橋 り よ う 費	46,349,259	563,500	46,912,759
	3 河 川 海 岸 費	20,250,375	168,000	20,418,375
	4 砂 防 費	8,941,425	30,000	8,971,425
	7 都 市 計 画 費	9,137,226	35,000	9,172,226
16 諸 支 出 金		1,221,409	297,818	1,519,227
	1 普 通 財 産 取 得 費	1,221,409	297,818	1,519,227
歳 出 合 計		1,816,291,724	6,764,908	1,823,056,632

第2表 繰越明許費追加

款	項	事業名	金額
8 農林水産業費			369,000 ^{千円}
	5 水産業費		369,000
		県営漁港整備事業費	369,000
10 土木費			123,000
	2 道路橋りょう費		40,000
		地方道路等整備事業費 (道路新設改良)	20,000
		橋りょう補修費	20,000
	3 河川海岸費		18,000
		河川改修事業費	18,000
	4 砂防費		30,000
		通常砂防事業費	30,000
	7 都市計画費		35,000
都市公園整備費		35,000	
合 計			492,000

第3表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(農林水産業債) 一 般 公 共 事 業 費	千円 2,506,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 平成23年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借入が適 当でない と認めら れるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 地方公共 団体の融 資につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 2,629,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 平成23年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借入が適 当でない と認めら れるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 地方公共 団体の融 資につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他
(土木債) 一 般 公 共 事 業 費	19,858,000				20,587,000			
(諸支出金債) 土 地 建 物 等 取 得 整 備 費	49,000				272,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
		起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。				起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合 計	292,017,000				293,092,000			